

大阪府介護支援専門員研修(別冊資料)平成31年1月版の訂正について

大阪府介護支援専門員各種法定研修で使用しております標記資料に下記のとおり訂正がありますのでお知らせします。

(要訂正箇所)

28 ページ

介護支援専門員に対する処分事例について

8 行目以降 下記見え消し線部分を削除

■処分：消除（又は、指示・命令、~~業務の禁止~~）

介護支援専門員証の有効期間切れで業務を行った場合

（介護保険法改正（平成30年6月27日））

・必要な指示や研修受講命令（介護保険法第69条の38第2項）

~~・1年以内の業務の禁止（介護保険法第69条の38第3項）~~

・情状が重い⇒介護支援専門員の登録を消除（介護保険法第69条の39第3項第3号）



(正)

■処分：消除（又は、指示・命令）

介護支援専門員証の有効期間切れで業務を行った場合

（介護保険法改正（平成30年6月27日））

・必要な指示や研修受講命令（介護保険法第69条の38第2項）

・情状が重い⇒介護支援専門員の登録を消除（介護保険法第69条の39第3項第3号）